

岐阜大学職員組合規約

第1章 総則

第1条(名称)この組合は岐阜大学職員組合と称する。また、その英訳を Staff Union of Gifu University とする。

第2条(組合員)この組合は岐阜大学に勤務し、組合の規約および目的に賛同して加入した者および第25条に規定する者をもって構成する。ただし、職務上、管理監督的地位にある者、使用者の利益を代表している者を除く。

第3条(事務所)この組合の事務所は岐阜市柳戸1-1岐阜大学内におく。

第2章 目的

第4条 この組合は組合員の労働条件の改善、組合員の生活向上と諸権利の拡大、組合員相互の親睦、大学における教育・研究・医療の充実・発展および大学運営の民主化をはかることを目的とする。

第3章 事業

第5条 この組合は前条の目的を達成するために次の各号の事業を行なう。

- (1) 組合員の賃金、労働時間、その他の労働条件の改善に関すること。
- (2) 組合員の相互扶助・親睦・福祉厚生増進および文化教養に関すること。
- (3) 大学における教育・研究・医療の民主的発展に関すること。
- (4) 大学運営の民主化に関すること。
- (5) 他の諸団体との連絡提携に関すること。
- (6) 機関紙を発行すること。
- (7) その他この組合の目的達成に必要なこと。

第4章 機構および機関

第6条(支部)この組合には目的達成のために支部をおく。

2. 支部の設置・改廃は大会において決定する。
3. 支部には議決機関として支部総会、執行機関として支部執行委員会をおく。

第7条(支部活動)各支部はこの規約の範囲内で、それぞれの支部規約その他を定めることができる。

2. 各支部は大会決定に抵触しない範囲で組合の目的達成のため必要な事業を行なうことができ

る。

3. 支部が中央執行委員会の議決および執行に異議のあるときは、支部総会で議決のうえ中央委員会の開催を要求できる。さらに中央委員会の決定に不満足なときは大会に提訴できる。

第8条(支部準備会)中央執行委員会が必要と認めたときには、支部準備会をおくことができる。ただし、支部準備会の設置・改廃は大会において決定する。

2. 支部準備会は中央執行委員会の指導に基づき、支部に準ずる活動を行なう。

第9条(機関)この組合には次の機関をおく。

大会

中央委員会

中央執行委員会

第5章 大会

第10条(大会)大会は組合の最高議決機関であって大会代議員をもって構成する。

第11条(召集)大会の召集は中央執行委員長が行なう。定期大会は毎年9月に開催する。ただし、次の各号の場合臨時大会を召集しなければならない。

(1)中央執行委員会が必要と認めたとき。

(2)中央委員会が必要と認めたとき。

(3)3分の1以上の支部が議決のうえ、議題と理由を明示して開催を要求したとき。

(4)組合員が全組合員の5分の1以上の賛同を得、かつ議題と理由を明示して開催を要求したとき。

2. (公示)中央執行委員会は大会開催日時・場所・議題を大会の少なくとも7日前には全組合員に公示しなければならない。

第12条(運営)大会はそのつど出席代議員の互選により議長を選出する。

2. 中央執行委員会は大会に出席し議案を説明し、必要な報告を行い、また質問に応じなければならない。

第13条(付議事項)大会は次の各号の事項を審議決定する。

(1)組合規約の制定・改廃に関すること。

(2)組合経費の予算・決算および組合の資産に関する決定と承認。

(3)組合の事業報告および計画と活動方針に関すること。

(4)支部・支部準備会の設置および改廃に関すること。

(5)他団体への加入・脱退に関すること。

(6)組合の解散の発議に関すること。

(7)組合費の改定に関すること。

(8)第7条第3項により提訴された事項に関すること。

(9)その他重要事項に関すること。

第14条(大会代議員)大会代議員は大会のつど各支部および支部準備会ごとに組合員5名につき1名とし、端数は切りあげる。ただし、1支部から20名を越えないこととする。

第15条(成立および議決)大会は全代議員の過半数の出席で成立する。

2. 大会代議員において事故あるときは委任状をもってその権限を大会に委任することができる。ただし、現に出席する代議員数は全代議員の10分の3以上でなければならない。

3. 議題の採決は出席者の過半数により成立する。可否同数の場合は議長が決定する。ただし、第13条第6号および第32条第1項についての採決は3分の2以上の賛成で成立する。

4. 前項の規定にかかわらず大会、または中央委員会において特に全組合員投票の必要が決議された事項については、直接秘密の投票による全組合員の過半数の賛成によって決定される。

5. 大会代議員以外の組合員も自由に大会に出席し、議長の許可をうけて発言することができる。ただし、採決には参加できない。

6. 役員は大会において議決権をもたない。

第6章 中央委員会

第16条(構成)中央委員会は大会につぐ議決機関であって中央委員をもって構成する。

2. 中央委員は委員の互選により、議長1名および副議長2名を選出する。中央執行委員は中央委員会に出席しなければならない。ただし、議決権はもたない。

3. 中央委員会は中央執行委員会が開催の必要を認めるとき、または全中央委員の4分の1以上が討議事項を示して要求したとき、または第7条第3項に定めるときに中央委員会議長が召集する。ただし、年度第1回中央委員会は中央執行委員長が召集する。

4. 中央委員会議長は委員会開催日時・場所・議題を中央委員会の事前に中央委員に通知しなければならない。

第17条(付議事項)中央委員会は次の各号の事項を審議決定する。

(1)中央執行委員会または中央委員より、あらかじめ公示された議案について大会に代り議決し、または全組合員投票に付する事項。

(2)労働協約の締結に関する事項。

(3)争議行為の開始に関する事項。ただし、争議行為の開始は、全組合員の直接無記名投票による過半数の賛成がなければ決定することはできない。

(4)組合活動方針の具体化について中央執行委員会に報告を求め、かつ必要な決定を行なう事項。

(5)大会開催に関する事項。

(6)規約付属規定および細則の制定・改廃。

(7)他団体との連携に関すること。

(8)中央選挙管理委員の選出に関すること。

(9)専門部の設置、改廃。

(10)その他必要と認められること。

第18条(中央委員)中央委員は各支部及び支部準備会から次の基準で選出される。

組合員が 50名未満の支部及び支部準備会は1名

組合員が 50名以上100名未満の支部及び支部準備会は2名

組合員が 100名以上の支部及び支部準備会は3名

2. 支部での選出方法は各支部の規則等によるものとする。

3. 中央委員の任期は定期大会から次の定期大会までとする。

第19条(成立および議決)中央委員会は全中央委員の過半数出席によって成立する。

2. 中央委員において事故のあるときは委任状をもってその権限を中央委員会に委任することができる。ただし、現に出席する中央委員は、全中央委員の10分の3以上でなければならない。

3. 議題の採決は出席者の過半数により成立する。可否同数である場合は議長が決定する。

第7章 中央執行委員会

第20条(構成および召集)中央執行委員会は組合の執行機関であって、中央執行委員長・中央執行副委員長・中央書記長・中央書記次長および中央執行委員をもって構成する。

2. 中央執行委員会は必要に応じて中央執行委員長が召集する。

第21条(付議事項)中央執行委員会は大会または中央委員会の決定事項を執行し、またその他緊急の事項を処理する。

2. 中央執行委員会はその執行したことに關し、大会ならびに中央委員会に対し責任を負う。

第22条(成立および議決)中央執行委員会の議長は中央執行委員長があたる。中央執行委員会の成立は同委員会構成員の過半数の出席を必要とする。議決は出席者の過半数の賛成によって決定する。

第23条(組合職員)中央執行委員会は必要と認めるとき中央委員会の承認をえて組合職員をおくことができる。

第8章 専門部・特別委員会

第24条 この組合に組合の目的達成のための専門部および特別委員会をおくことができる。

2. 専門部の設置・改廃は中央委員会の議決によって行う。専門部規定は別に定める。

3. 特別委員会は、中央執行委員会が必要に応じて設置する。

第9章 役員

第25条(役員)この組合に次の役員をおく。

中央執行委員長 1名

中央執行副委員長 1名
中央書記長 1名
中央書記次長 1名
中央執行委員 6名以内
中央会計監査委員 2名

第26条(選出方法)役員は全組合員の直接無記名投票により選出する。

2. 役員選出規定は別に定める。

第27条(任期および兼任)役員の任期は定期大会よりつぎの定期大会までとする。ただし、再任はさまたげない。

2. 役員は大会代議員および中央委員となることはできない。

3. 役員に欠員を生じたときは補選し、その任期は前任者の残存期間とする。

第28条(任務)役員は次の各号のとおりとする。

(1)中央執行委員長は組合を代表し、組合業務を総括する。

(2)中央執行副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその業務を代行する。

(3)中央書記長は委員長を補佐し、組合の業務一般を処理する。

(4)中央書記次長は中央書記長を補佐し、業務を分担する。

(5)中央執行委員は業務を分担する。

(6)中央会計監査委員は組合の会計事務・資産および経理を監査し、その結果を大会に報告する。

第10章 会計

第29条 この組合の経費は次の各号の収入をもってまかなう。

(1)組合費

(2)臨時組合費

(3)寄付金

(4)事業による収入

(5)その他の収入

2. 組合費は大会において決定する。

3. 組合の予算、決算は定期大会において報告し、承認を得なければならない。

4. 組合の会計状況は決算期ごとに書類を作成し、大会において委嘱された職業的に資格のある会計監査人の証明を添えて、毎年1回組合員に公表しなければならない。

5. 会計の運用に関する細則および規定は別に定める。

6. この組合の会計年度は毎年9月1日にはじまり、翌年8月31日に終る。

第11章 加入・脱退・権利・義務・制裁

第30条(加入および脱退)この組合に加入しようとするものは、原則として支部を経て中央執行委員会に加入申込書を提出し、その承認を得なければならない。その際、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地、国籍または身分によって差別されない。ただし、特別の場合は加入申込書を直接中央執行委員会に提出することができる。

2. この組合を脱退しようとするものは、原則として支部を経て、中央執行委員会に届けなければならない。ただし、特別の場合は直接中央執行委員会に届けることができる。

第31条(権利および義務)組合員は、組合のすべての活動に参加する権利、および均等の取り扱いを受ける権利を有する。組合員は以下の各号の権利と義務を有する。

- (1) 組合の役員・大会代議員・中央委員の選挙権ならびに被選挙権。
 - (2) 大会・中央委員会を傍聴し、議長の許可により発言すること。
 - (3) 組合の管理する各種の施設を利用し、各種の催し物に参加すること。
 - (4) 会計帳簿その他の組合の文書類を閲覧すること。
 - (5) 組合員は、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地、国籍または身分によって差別されない、また、その資格を奪われない。
 - (6) 大会、中央委員会および中央執行委員会の決議に従うこと。
 - (7) 組合費、および、大会で定められたその他の費用を納入すること。
2. 組合費の納入その他において、組合員の責務を十分に果さないものは組合員としての権利を行使しかつ利益をうけることはできない。

第32条(制裁)組合員であってこの組合の規約に違反し、または組合の利益を損ね、あるいは組合の名誉を汚したものは大会の議決により、権利の停止、または除名されることがある。

2. 前項の場合、制裁はすべて中央執行委員会の指名する調査委員会に制裁勧告書を提出させ、かつそれに対する本人の弁明を聴取してからでなければこれを決議してはならない。ただし、調査委員会の発足および構成については中央委員会の承認を必要とする。

第12章 解散

第33条(解散)組合を解散しようとする場合は、大会において出席者の3分の2以上の賛成で大会がこれを発議し、全組合員の直接秘密投票による全組合員の過半数の同意によらなければならない。

第13章 付則

第34条 本規約の改正は第13条第1号に定める場合には、全組合員の直接無記名投票による過半数の賛成を得なければならない。

第35条 中央委員会は、規約の実施に必要な細則を定めることができる。

第36条 この規約は2004年4月1日に制定施行する。ただし、2003年の会計に限り4月1日から8月31日までとする。

第37条 この規約の解釈に疑議が生じたときは、中央委員会または大会で決定する。

第38条 2004年1月から2005年3月までの間に加入した組合員は、加入した月から12ヶ月分の組合費について、中央執行委員会の定める組合費を納入するものとする。